

平成22年（2010年）12月28日

札幌市長 上田 文雄 様

札幌市男女共同参画審議会

会長 浅松 千寿

平成21年度における男女共同参画の推進に関する施策の  
実施状況に係る意見書

札幌市男女共同参画推進条例第20条第2項第2号に基づき、平成21年度における男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査審議した結果、札幌市男女共同参画審議会として以下のとおり意見を提出する。

記

1 女性管理職登用の促進について

国の平成21年賃金構造基本統計調査によると、全国の管理職に占める女性割合は10.3%であり、近年ゆるやかな増加傾向を示しているものの、依然として低い状況にある。また、平成21年度札幌市企業意識調査においても、管理職に占める女性割合は10.1%であり、5年前の調査に比べわずか1.0ポイントの増にとどまっている。さらに、率先して男女共同参画を進めるべき立場にある札幌市役所においても、平成22年における管理職に占める女性割合は11.5%と、伸び悩んでいる。

したがって、札幌市は、市内企業の女性管理職登用促進に向けた意識啓発に努めるとともに、市役所自らも、次期男女共同参画さっぽろプラン策定にあたって、札幌市職員の女性管理職比率が低い原因を分析した上で、札幌市職員の女性管理職比率の数値目標の設定を検討し、女性管理職登用促進に向けた具体的な取組を進めること。

## 2 男性の育児休業取得率の向上について

国の平成 20 年度雇用均等基本調査によると、全国の男性の育児休業取得率は 1.23%であり、前年に比べ 0.33 ポイント減少している。また、平成 21 年度札幌市企業意識調査においても、男性の育児休業取得率は 1.11%であり、5 年前の調査に比べ 1.2 ポイント減少している。さらに、札幌市役所においても、平成 21 年度における男性の育児休業取得率は 0.69%と、依然として低い状況にある。

したがって、札幌市は、市内企業の男性従業員の育児休業取得促進に向けた情報発信に努めるとともに、市役所自身も、市民や企業の先導的役割を果たすため、男女を問わず子育てに従事しやすい職場環境整備と意識啓発に努め、引き続き、男性職員の育児休業取得率向上に向けた取組を進めること。